

京都市告示第341号

京都市健康増進センターの指定管理者である財団法人京都市健康づくり協会から、京都市健康増進センター条例（以下「条例」という。）第4条ただし書の規定に基づき、同センターの臨時開所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成24年11月30日

京都市長 門川 大作

1 京都市健康増進センター

平成24年12月28日（金）午前9時30分から午後5時まで

平成25年 1月 4日（金）午前9時30分から午後5時まで

2 京都市健康増進センター診療所

平成24年12月28日（金）午前9時00分から正午まで

平成25年 1月 4日（金）午前9時00分から正午まで

（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）